

「専守防衛」とは

専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、**憲法**の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう。

平成26年版防衛白書

【集団的自衛権の定義】

「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」

出典：平成26年版防衛白書及び156回国会平成15年7月15日答弁119号より小西洋之事務所作成

平成27年5月19日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

専守防衛の「憲法」の精神」と平和主義

栗山政府委員〔外務省北米局長〕

・・・憲法のもとでの日本国としての基本的な**平和主義の精神**、それからそこから出てきております我が国の基本的な防衛政策、**専守防衛**ということを基本といたしました防衛政策・・・。

(102 - 衆 - 安全保障特別委員会 - 4号 昭和60年4月8日)

鈴木内閣総理大臣〔鈴木善幸君〕

わが国は、**平和憲法のもとに平和主義、民主主義、基本的人権の尊重**という基本理念の上に立ちまして、**平和国家の建設**に向かって今日まで努力をいたしてまいったところでございます。**そのような精神の上に立ちまして、**専守防衛に徹する****、・・・このように考えております。

(96 - 衆 - 内閣委員会 - 16号 昭和57年5月13日)

出典：衆議院委員会会議録より小西洋之事務所作成

平成27年5月19日参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

2